

藤岡市個人情報保護条例の廃止及び 藤岡市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

1. 廃止・制定の理由

令和3年5月の個人情報保護法の改正により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

令和5年4月に予定される改正後の個人情報保護法の施行に伴い、本市における個人情報保護に関する取扱いについては、これまでの藤岡市個人情報保護条例による規律から法の規律に移行することとなります。

改正後の法律の規定は、地方公共団体等に対して、直接適用されることとなり、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要はなくなるため、現行の「藤岡市個人情報保護条例」を廃止し、改正法の趣旨・目的に照らし、①条例で定めることが法律上必要な事項、②条例で定めることが法律上許容されている事項、③単なる内部の手続きに関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項についてのみ、新たに「藤岡市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、規定するものであります。

○令和3年改正法の骨子（法体系の一本化・公的部門の規律統一）

（従来）

- ・ 3法：国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者
- ・ 条例：地方公共団体、地方独立行政法人



（改正後）

- ・ 個人情報保護法に一本化
- ・ 改正後の法律は、地方公共団体の機関にも直接適用

2. 条例（案）の概要

①条例で定めることが法律上必要な事項

- ・ 本人開示等請求における手数料について（条例第4条）

②条例で定めることが法律上許容されている事項

- ・ 個人情報取扱事務登録簿等の作成、公表に係る事項（条例第3条）

- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認められるときの審議会への諮問（条例第 5 条）
- ③単なる内部の手続きに関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項として条例で定めることが許容される事項
 - ・ 法の目的や規範に反さず、かつ事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で基本理念等を定める規定（条例第 1 条・第 2 条）
- ④その他必要な事項（附則）
 - ・ 個人情報保護条例の廃止に伴う罰則等に係る経過措置を規定（附則第 3 条・第 4 条）

3. 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日施行

4. 条例（案）スケジュール

令和 4 年 9 月 1 日

～ 10 月 11 日

条例（案）パブリックコメントの実施

令和 4 年 10 月 31 日

議員説明会における条例（案）の説明

令和 4 年 11 月 30 日

12 月議会へ条例（案）の上程

令和 5 年 4 月 1 日

改正個人情報保護法の施行

藤岡市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行

その他、市の附属機関である「藤岡市情報公開・個人情報保護審査会（令和 4 年 6 月 7 日説明済）」及び「藤岡市情報公開・個人情報保護運営審議会（令和 4 年 10 月説明予定）」へも説明をいたします。